

令和7年第4回定例会
福祉保険委員会資料No.65
令和7年12月12日
第84号議案用資料

健康福祉部福祉総務課所管の公の施設の指定管理者の指定について

1. 対象施設 くにたち福祉会館

2. 検討経過

令和6年11月25日	くにたち福祉会館、くにたち北高齢者在宅サービスセンター、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろに係る指定管理者制度の活用及び今後のスケジュールを庁議報告
令和7年5月19日	各施設の令和8年度以降の指定管理に関する方向性について、庁議において市の考え方を集約
令和7年7月8日	令和7年度第1回指定管理者選定委員会を開催し、指定期間、選定基準等に対し、委員から意見を聴取
令和7年8月6日	令和7年度第2回指定管理者選定委員会を開催し、指定期間、選定基準等を集約
令和7年8月27日	指定管理者選定委員会から受領した報告書、今後のスケジュール等を庁議報告
令和7年9月	事業者に事業計画書等の提出を依頼
令和7年10月14日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会を開催し、くにたち福祉会館の指定管理者である指定申請者から提出された事業計画書等を審査
令和7年11月4日	庁議において、指定管理者選定委員会からの報告書を受けて、現指定管理者を引き続き指定管理者の候補者として選定することを確認

3. 指定管理者の候補者の概要

施設名	名称及び代表者	本社（主たる事務所）及び設立年月日	目的及び事業内容等
くにたち福祉会館	社会福祉法人 国立市社会福祉 協議会 会長 喜連 元昭	国立市富士見台2丁目 38番地の5 設立年月日（認可） 昭和46年5月13日	社会福祉法人 国立市社会福祉協議会 定款（抄） 第1章 総 則 (目的) 第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、東京都国立市にお

		<p>ける社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成(4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡(6) 共同募金事業への協力(7) 在宅福祉サービスの企画及び推進(8) 応急小口資金の貸付(9) 老人居宅介護等事業の経営(10) 老人福祉センターの経営(11) 障害福祉サービス事業の経営(12) 特定相談支援事業の経営(13) 指定障害児相談支援事業の経営(14) 生活福祉資金貸付等相談事業(15) 福祉サービス利用援助事業(16) その他この法人の目的達成のため必要な事業 <p>第11章 公益を目的とする事業</p> <p>(種別)</p> <p>第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。</p>
--	--	--

			<p>(1) 障害者自立促進事業 (2) くにたち福祉会館の経営 (3) 国立市デイホーム事業 (4) 居宅介護支援事業 (5) 国立市地域包括支援センター地域窓口業務 (6) 家計改善支援事業 (7) 福祉人材育成等事業</p> <p>2 略</p> <p>第12章 収益を目的とする事業 (種 別)</p> <p>第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。</p> <p>(1) 喫茶わかばの経営 (2) 自動販売機の設置</p> <p>2 略</p>
--	--	--	--

4. 市による検討結果

(1) 施設の管理運営方法

現在、指定管理者は、ふるさとサロンなど、市では実施できない事業を代わりに実施し、地域住民との交流に欠かせない存在となっているなど、指定管理者の持つ地域住民目線の発想やノウハウを有効活用することで住民サービス等の一層の向上が図れると判断し、引き続き指定管理者制度を活用することとした。

(2) 指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）について

候補者の選定については、以下の理由から、公募によらないこととし、引き続き社会福祉法人国立市社会福祉協議会（以下「国立市社協」という。）を前提とし、事業計画書を含む申請書類の提出を求め、提出された申請書類について、国立市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を受け、妥当と評価された場合に、国立市社協を候補者として選定することとした。

(理由)

- ・ 指定管理者としての経験・実績も積み重ねており、福祉会館が抱える課題把握及び対応もうまく機能しているため。
- ・ 国立市社協は地域住民と連携し、創意工夫しながらにたち福祉のつどいなどの事業に取り組んでおり、指定管理者が変更となれば、これまで築き上げた関係を再構築しなければならないため。
- ・ 国立市社協は、指定管理者として老人福祉センター「なごみ」の管理運営も行っており、これまで培ってきた施設利用者との信頼関係を背景とした日常の見守りや生活のサポートを引き続き安定して実施していくため。

(3) 指定期間について

指定期間については、市の指針として5年という期間が一つの目安としてあること、5年より長い期間とすることは、緊張感を持った運営上好ましくないため、5年とする。

5. 選定委員会による審査

指定申請者から提出された事業計画書、収支計画書及び選定委員会におけるヒアリングを基に、候補者の審査が行われた。審査の結果、安定的な施設運営が望まれるため、下記の付帯意見が出されたが、国立市社協が候補者に認定された。

(付帯意見)

- ・ 会費及び寄付収入増の取組など、さらなる自主財源の確保に努められたい。
- ・ 国立市社会福祉協議会の認知度向上のため、利用者以外に対する広報に努められたい。
- ・ これまで取り組んできた求人チラシの配布やリファラル採用等を踏まえ、市とも協力をしながら人材確保に努めるとともに、人材育成にも注力されたい。
- ・ I C Tを活用した利用者の利便性向上及び職員の負担軽減の取組として、くにたち福祉会館のウェブ予約の導入に向けて、早急に検討されたい。

6. 今後の予定について

令和8年1月 指定管理者の指定

令和8年3月 指定管理料、管理運営方法等を定めた協定の締結

令和8年4月 新たな指定期間の開始

以上